

自由民権運動における県議路線 (I)

内 藤 正 中

は じ め に

1. 公撰県会開設要求と県会の開設
2. 県会から国会へ — 県議路線の挫折
3. 両備作三国新睦会と国会開設請願
4. 要請活動の継続的展開 (以下次号)
5. 愛国社と岡山の自由民権運動
6. 美作自由党と山陽自由党
7. 県議と岡山立憲改進黨
8. 山陽立憲政党

は じ め に

昨年実施された「自由民権百年」の記念行事は、長らく自由民権運動の研究から遠ざかっていたわたしに、ふたたび研究への関心を喚起し、有斐閣の『書齋の窓』(No.309, 1981年11月)で特集した「自由民権百年を迎えて」に参加してわたしは「若者たちの民権運動」と題する小稿を掲載した。わたしにとっては、20年ぶりに自由民権運動について再考する機会が与えられたわけである。

わたしが『自由民権運動の研究』(1964年、青木書店)を通じて提起した主要な問題は、板垣退助らの立志社 — 愛国社を中軸にすえ、その他を捨てて顧みない当時の研究状況に対して、「板垣退助監修になる『自由党史』を金科玉条とする研究の呪縛性から脱却」し、自由民権運動の全体構造のなかで、立志社 — 愛国社が果たした役割を明らかにしてゆくことであった。

すなわち、立志社 — 愛国社 — 自由党という流れで、自由民権運動の発展過

程を『自由党史』に即するかたちでだけ理解し、そこから一步も外へ出ようともしない通説について批判したわけである。そしてわたしは、府県会規則によって開設されたばかりの府県会がもつ意義を重視して、府県会闘争の経験をふまえて府県会から国会へという府県会議員を中心とした国会開設運動が、全国的な広がりとな国民族的な高まりを醸成するにおいては、重要な役割を分担している事実を指摘した。しかも、府県会から国会をめざす府県会議員による自由民権運動は、「天下的運動」の観点から国会開設要求を位置づけていた立志社 — 愛国社とは明らかに質を異にする運動の性格をもつものであることから、わたしはこれを自由民権運動における「県議路線」と呼び、立志社 — 愛国社 — 自由党にいたるプロセスを主導した板垣ら土佐派の「愛国社路線」に対置する意味において、「非愛国社路線」としたのであった。

このようなわたしの問題提起は、自由民権運動研究史の上では、それなりの役割を果し、全国各地での多様な自由民権運動の発掘と研究に資することができた。戦後の自由民権運動研究史を総括した江村栄一「自由民権運動とその思想」(『岩波講座日本歴史』第15巻所収、1980年、岩波書店)は、「戦後の自由民権運動研究の重要な成果の一つは、『自由党史』の単線的構成に対し、『下流の民権』運動の実態を、『在村的潮流』・『地方民会』の発展・『非愛国社路線(=県議主導路線)』などと把握したことであろう」という評価を与えている(同上書P17)。ただし、わたしの「非愛国社路線」とする命名については、「愛国社路線」以外のすべてを含み、「在村的潮流」や「都市民権派の潮流」などの諸潮流相互間での独自性が区別できないこと、わたしがいうような県議主導の運動がみられるのは、岡山などを除いて例外的な事例ではないか(同上書P23)、そして県議路線なり非愛国社路線というように、「路線」という規定は、本来的について政治組織の方針を意味しており、民権運動の各組織のように独自の見解をもっていないものについて、「路線」という言葉を使うのは不適切であり、「潮流」とすべきであると、拙著にたいする批判を述べている(同上書P20)。

拙著を刊行して20年近くを経過した現在、この間における研究成果の積み上

げをふまえるならば、わたしとしては特に自説にこだわるものではない。わたし自身、20年を経過して再考してみると、事実の誤認や解釈の誤りなどに気づくものであるが、批判されている論点については、いま直ちに修正しなければならない問題があるとは思っていない。

国会開設という当面の戦略目標にたいして、立志社は「常に県会に重きを置かざる而已ならず、一意天下の運動を為して殆んど捨てて顧みざる」という態度をとっていた。ところが、わたしのいう非愛国社路線においては、地方民会のなかで、育かれた自治意識のたかまりが、府県会闘争の経験を通じて、府県会での民主的権限の強化、すなわち府県を単位とする地方自治の確立を重視する立場から、府県会から国会へという順序をとろうとしたところに、地方自治を軽視した愛国社路線との間に決定的な相違をみるのであった。明治13年

(1880) から14年にかけての国会開設運動の高揚期は、同時に地方自治をかけた府県会闘争の最盛期にあっている。地方における府県会闘争の高揚を無視しては、明治14年の情勢は正しく理解できないはずである。このことからわたしは、愛国社路線(国会から府県会へ)に対抗する非愛国社路線＝県議路線(府県会から国会へ)という二つの道を設定したのであった。

自由民権運動に参加する勢力が、どこから、どのような過程を経て登場してくるか、ということからするならば、江村栄一氏が主張するように、愛国社系政社、在地民権政社、都市民権派という三つの「潮流」に大別することについては、特に異論をもつわけではない。三つの潮流は、国会開設の目標を設定するにあたって、愛国社路線をとるか、県議路線をとるかに分れるのである。

(注) 愛国社路線における「国会から府県会へ」の考え方は、高知県会での片岡健吉ら立志社県議の動向のなかに典型的に表明されている。すなわち、土佐州会は明治11年の議会で、植木枝盛が起草した州会章程を議決し、7月22日に公布された府県会規則に対して15項目にわたる問題点を指摘して改正を求めた「府県会規則改正ノ願望書」を州会で決議して太政大臣に提出した。しかし、11月11日に内務省より州会設立不認可の指令に接し解散をよぎなくされ、名称を土佐国各大区聯区会と改めて継続を図るが、これまた12月23日に解散を命ぜられた。そして翌12年に府県会規則による高

知県会が開設されるや、立志社は4名の県議を送り、片岡は選ばれて議長となる。そして10月、片岡らは再び府県会規則改正建議案を提出するが、県会では否決されたことから片岡らの立志社県議は連袂辞職してしまう(家永三郎『植木枝盛研究』P145以下)。立志社の立場によれば、府県会規則による府県会は「其議権狹隘にして府県行政官の諮問会」でしかなく、地租納入額でもって選挙権被選挙権資格を定めたことは、「純然たる地主会にして、決して一府県多数の民情輿論を代表し得べき真誠の府県会と称するを得ず」であり、府県会に対しては、「之が議員となるものは即ち行政官の奴隷に甘えおるものなり」と冷笑していたのであった。したがって県議を辞職して以後は、「嘗に県会に重きを置かざる而已ならず、一意天下の運動を為して殆んど棄てて顧みざる」の態度をとり、「先づ国会を開設し、同会に於て府県会章程を議定し、地方自治の権力を拡張鞏固にし、以て中央集権の弊害を破却」という戦術をもって国会開設にせまるのであった(『土陽新聞歴史』一鈴木安蔵編『自由民権運動史』所収P125以下)。

本稿では、拙著『自由民権運動の研究』にたいする批判にこたえるために、最近の研究成果に加えて新しく発見された資料も利用して、もう一度、岡山における事例に即しながら、自由民権運動の全体構造と、そのなかでの府県会議員の役割を見きわめることを通じて、県議路線の意味を再検討してみることにした。

(注) 岡山の自由民権運動については、かつて次の論文を発表した。「自由民権運動と豪農層」(京都大学経済学会『経済論叢』76巻1号、1955年7月)、「下流の民権説の成長」(岡山大学瀬戸内海研究会『瀬戸内海研究』7号、1955年10月)、「山陽自由党の組織過程」(『経済論叢』78巻1号、1956年7月)、「国会開設請願運動の発展構造」(『経済論叢』86巻1～3号、1957年7～9月)、「自由党論」(歴史学研究会『歴史学研究』247号、1960年11月)「自由民権運動と府県会」(『経済論叢』87巻1・4号、1961年1・5月)。

1. 公撰県会開設要求と県会の開設

地方自治の確立のための国会開設をめざす自由民権運動のきっかけを岡山でつくったのは、『評論新聞』編集長をしていた小松原英太郎であった。新聞紙条例違反の罪に問われて東京佃島の獄につながれていた小松原は、明治10年(1877)11月、獄中から岡山にいる恩師の西毅一に手紙を送って、岡山でも公撰県会を開設し、つづいて国会開設に進むように要請した。すなわち、

「……然り而して、我県未だ公撰県会の設けありしを聞かず、是果して何の理由ぞや。蓋し県官の尽力未だ至らざる所あるに由るべしと雖も、抑僕、又諸君に対して少しく望なき能はざる也。夫れ自由を伸張し民権を拡張せんと欲する者は、宜しく人民自ら奮て之に従事せざるべからず、先唱の榮譽を空しく官吏に得せしめ、其唱論指揮を仰望し、坐ながら彼が与ふる所を待つは、今日に於て固より勢の不得止ものあるべしと雖も、是れ安んぞ自由を愛し、権利を重んずる者の業作ならん乎、苟も権利自由を愛重するの人民にして、其の自由を伸張し拡張せんと欲する者は、須く人々自ら奮て之を唱道し、剛毅耐忍屈せず撓まず、竟に能く其の志望を達して而後止むべきのみ、今仮令我人民をして勇往活発なる能はざらしむるも、諸君焉ぞ之が唱首となり、之を新紙に論じ之を演説に説き、県会に参事に速かに県会を開設せんことを論弁要請し、早く天下をして岡山県は既に堂々たる県会を開きたりと言はしむるの光榮を博取せざる乎……。

宜しく近より遠に進み、小より大に及ぶべきは事の本末、物の順序に於て当に照すべきものの如し、然れば即ち速かに県会を起し、人民自ら地方の政務に参与して徴収の税額を決し、一般民政の得失を議し、以て民心を作興して、国会設立の期を促すは、誠に今日の最大急務にして、苟も身を以て国に許す者の大に為すことあるべきの秋にあらずや」(『小松原英太郎君事略』P 36)

小松原のこの手紙を受けた西は、西南戦争後に土佐の板垣を訪ね、また旧藩主から資金を仰いで池田学校を開設して新時代に対応する教育に従事していたときであった。11年正月、旧藩校遺芳館の同窓の集りで小松原の手紙を披露した上、「須読此書慚愧入地矣、嗚呼真所謂呼吸自由之空氣者果何処之人」と、みずからの決意を詩に賦したという(同上書P 39)。

(注) ここで西毅一の経歴について略述しておくことにする。岡山の自由民権運動で指導的役割を果たすことになる人材が、西の成長過程に登場してくる。

西毅一(薇山)については、小林久磨雄『西薇山』があるほか、『岡山市史』5巻、『岡山県人名辞書』、『備前岡山人物叢海』などに詳細である。ここでは、西の生存中にまとめられた明治23年刊の『帝国議會議員候補者列伝』所載の「西毅一君伝」をもっぱら利用してゆくことにしたい。

西は、岡山藩の2人扶持の陪臣の出身である。父の霜山徳右衛門は、家老池田刑部のもとで祐筆をつとめていた。天保4年(1844)の生れで、15才のとき父に従って大坂にゆき、篠崎訥堂、後藤松蔭に学んだ。帰国後「主家ノ法ヲ犯シテ」再び上坂して松蔭の門に学ぶ。岡山藩では、水戸から養子を迎えて尊王攘夷の立場をとり、家老池田家が藩政をとった。このとき、倉敷にいた森田節斎の門人である西達三郎が、5人扶

持で池田家に招かれ、毅一は石阪堅壯のあっせんで帰国を許されて達三郎の学僕になった。達三郎の没後は節斎に学ぶが、節斎のすすめで西家を継ぐことになる。節斎一門には、杉山岩三郎、中川横太郎、坪田繁、岡本巍、谷川達海、沢田正泰らがいた。

維新後は、岡山藩から派遣されて東京に遊学し、田口文蔵に学びその塾長となる。しかしながら「海内ノ大勢既ニ定ル、変アリト雖モ小異変ニ止マルノミ、唯憂フヘキハ外国交渉ノミ、人皆歐米ト称フレトモ、更ニ支那アル事ヲ知ラサルカ如シ、後来我国ト密接ノ干係アルモノハ必ス支那ナリ、支那ニ航シテ其形勢ヲ詳ニセサルヘカラサルナリト」して、東京在勤の岡山藩権大参事の黙認で上海に渡り、英語を学んで清国事情を視察した。帰国後は、外交応接方を命ぜられ、東京にあって各藩士と交際周旋した。

廃藩置県後、旧岡山藩士の新庄厚信が岡山県参事となる。西は学校督事に任命され、藩校を改革し、女子教訓所を開設し、郡中には郷校を開設した。特に、岡山にあった藩校遣芳館については、「躬ヲ量ヲ撤シ履ニテ上校スル事トナシ、見台ヲ廢シテ卓子トナシ、漢学教師ハ一人モ用ヒズ、外国教師並ニ英仏学教師ヲ雇ヒ継ギ、又ノ新ニ雇入レ、漢書ハ将ニ焼テ棄ントシ、英仏舶来ノ新書籍ヲ購求シ、名ケテ普通学校ト謂フ」という「激烈ノ改革」を行ったのであった。それだけに後になって、「独断専決スル処多キヲ以テ」ということで、西は罰俸3ヶ月の処罰を受けるが、普通学校の生徒のなかには小松原英太郎、関新吾らがいる。また、英学教師に慶応義塾から福沢英之助、永島貞次郎を招いた（『岡長平著作集』第1巻P495）。

学校督事に在任中、美作で徴兵反対の農民一揆が起ったとき、西は岡山県の命を受け学校生徒を率いて鎮撫に出かけた。さらに台湾出兵にあたっては、旧藩士族2,500人を集めて義勇軍をつくり、先鋒として派遣するよう上京して政府要路に要請してまわった。8年6月の地方官会議には、石部岡山県権令に代って権参事であった西が出席し、公撰民会を可とする立場から、「諸氏は日本人民の智識未だ開けず、公撰民会を設くるの度に達せずと言へり、是甚だ人民を蔑視したるの説なり、今日に方て区戸長は人才なりと言ふべからず、若し一旦公撰を行へば必ず人材の起ることを信ずるなり」と発言した（『朝野新聞』明治8年7月14日）。地租改正実施にあたって石部権令は辞職をよぎなくされるが、権参事の西は新しい高崎県令を助けて事業を推進し、太政官から白縮緬一疋の賞賜を受け、参事に昇進する。次いで東京上等裁判所判事に任命されたが、地方官を希望して辞退し、そのまま帰郷してしまう。10年1月25日、西は34才のときであった。

西南戦争後、西は中川横太郎と一諸に東京に遊び、勝海舟や福沢諭吉、副島種臣、中村正直らを訪ね、さらに高知の板垣退助も訪問した。帰郷して旧藩主の資金を仰いで私立の池田学校を開設、英語教師として2名のアメリカ人を雇い入れて教育にあたった。「有名なる杉山岩三郎君は何故か名望衰へて西毅一君の名声大いに振ふ」と『朝野新聞』

の10年11月の7日の「岡山通信」にはみえる。

明治11年3月11日、岡山県下の各村会議長は議長会の決議として、岡山県令に「公撰県会起立ノ願望」を提出した。この願望書提出にあたって、西らの働きかけがあったかどうかについては確証できる資料はない。願望書のなかでは、他の府県会開設のことを新聞紙を通じて知ったことを述べている。なお、願望書を受けた岡山県会は、「県会開設ハ大ニ国家憲法ニ関涉シ、一府一県ノ専行スベキモノニ非ズ」として許可しなかった（府県会規則の公布は11年7月である）。各村会議長による願望書は次の通りである。

公撰県会起立ノ願望

明治10年当県甲第114号御達ヲ以テ町村会仮規則御発行相成リ、私共岡山各村議長ニ撰挙致サレ、因テ先般御申上候通り議長集会ヲ催シ、議会ノ規則ヲ切磋研究仕候上願望ノ件右ニ陳述仕候

抑広ク会議ヲ興シ萬機公論ニ決スルハ、皇上天地ニ対セラレシ御誓詞ニシテ、明治8年4月14日ニ至リ立憲ノ政体トナシ、汝衆庶俱ニ其慶ニ頼ラントスル聖旨ヲ発セラレ、同6月地方官会議ノ節民会ノ事ニ及ベリ、其後東北御巡行ト西南暴徒蜂起ノ故ヲ以テヤ、聖旨ノ会議ノ事ニ及バセラレザリシニ、今般地方官会議ノ御達アリタリ、謹デ御誓文並ニ8年4月14日ノ聖旨ト、同6月地方官会議ノ節、民会ノ事ニ及ビシトノ事ニヨリテ按ズルニ、今回ノ議ヤ国会ノ事ニ至ラザレバ地方民会ノ事ニ至ルハ必然ナラント天下輿論ノ期望スル所ニ候、且ツ各地方ノ景況ヲ觀察スルニ、某府ニハ県会ヲ開ケリト、新聞紙上ニ載セテ嘖々タリ、是レ固ヨリ地方人民ノ智愚ト施政ノ緩急トニヨルナラン、然リト雖トモ同一本邦ノ人民ナリ、某県人民ハ進歩以テ県会ヲ起スノ適度ニ至ラズト云フガ如キ、豈ニ嚚壤ニ差異懸隔アラシヤ、当時管下人民智識、進歩ノ景況、決シテ某々県下ノ人民ニ一歩モ譲ラズト奉存候、依テ私共奉願望候儀ハ、当県町村会仮規則ヲ推テ其権限ヲ広メ堂々タル公撰県会規則トナシ給ハバ、各地方長官ト御会同ノ節、管下人民ノ幸福榮譽ノ増加スルハ、即チ閣下ノ多幸多福ナリ、私共偏ニ願フ、町村会仮規則を推テ其権限ヲ広メ堂々タル公撰会ノ権利トナシ給ハンコト（「評論文集」巻之二—鈴木安蔵『自由民権』所収P196）

この願望書提出から1年後の明治12年2月に、府県会規則による県会が、全国いっせいに開設された。すなわち、明治政府による最初の統一的な地方制度である地方三新法の公布である。地方民会論を通ずる自治への関心を基盤にして、町村会から県会、さらには県会から国会へと、全国の政治について発言してゆこう

とする参政要求に対して、地方三新法の公布は、地方住民の関心を地方問題に限定固着させようとするねらいをもって登場する。11年の第2回地方官会議に提案された政府原案の『地方之体制等改正之儀上申』のなかで大久保内務卿は、府県会設立について「其地方独立権ノ事ニ於テハ利害得失皆其会議ノ責、即チ其住民共同ノ責ニシテ、中央集権ニ対シテハ小怨タモ懐クナク」、また「専ラ地方公費ノ歳出入ノ事ニ必要ナルモノトシ、多ク立則権へ関係セシメス」としておけば「世間漫ニ所唱ノ民権又ハ民撰議院等ノ如キ徒ラニ高尚ニシテ無益有害ノ弊ナキ」に至るというのである。民権論が高唱されるなかで、住民の政治関心を府県内の財政問題に封じ込めるための譲歩が、ここでの府県会開設であった。

だが開設された岡山県会に書記長として就任したのが、山陽新報の小松原英太郎であった。小松原は、岡山の普通学校で西に学び、上京して慶応義塾に遊学、『評論新聞』編集長として筆禍にあって2年の刑に服したが、岡山で山陽新報が創刊されるにあたって主筆として迎えられ、12年1月4日の創刊号から健筆をふるっていたものである。

新聞記者の小松原が、県会の書記長に採用されたことについては、県会の運営がわからなかったためということがいわれているが、北条県民会をはじめ町村会での経験があることを思えば、知識がなかったとは思われない。そうではなく、新聞記者を県会書記にしたのは、新聞を使っての県会報道を意図したためではなからうかと考えるものである。

(注) 「岡山県会は開設されたが、この県会の運営を如何になすべきかについては、議員の多くは無知識であった。小松原主筆は、書記長の名で専ら県会の指導に当たった。一方県会の報道にも力を入れ、議事筆記を附録として添附した。」(『山陽新聞七十五年史』1954年P22)

「さて県令に関する規則はあっても、実際の運営については皆目わからん。第一に演説というものを、県会の高崎五六が知らん始末だ。困りはてた末、こんど創刊する山陽新報主筆の小松原英太郎は、演説の自家本元で知られた慶応義塾の卒業生だと聞き、会って見ると立派な人物なんで、高崎県令は一目惚れをしてしまった。そこで県会の運営指令のために、山陽新報社主の西尾吉太郎に談判して、書記長として県が採用するこ

とにした。むろん小松原は、自由出勤で山陽と兼務だ。小松原には讒謗律による前科があるので、内務省がいい返事をせん。とうとう高崎県令も業を煮やして、適当な書記長を県が派遣するまで県会の開会を延期するといひ出す、などのいきさつの末、むりに小松原を迎えたんだ。」（『岡長平著作集』第1巻P658）

なお、『山陽新報』明治13年1月4日号の小松原が執筆したと思われる論説のなかには、「而して県会の事たる真に我国創始の事業に属し、議員亦議事に慣熟せざるを以て、世上の識者をして或は其体裁を失し、地方の利害を顧みず唯々黙々として会議を終え、遂に人民の信任と希望に背くに至らんことを憂慮せしめしにも拘らず」という記事があるが、それであるからといって、このことから直ちに新聞記者の小松原を県会書記長に採用して議事運営に当らせたということにはならないと思う。

明治12年3月20日に岡山県会は開会されるが、その後直ちに予算案審議をめぐって、県と県会是对立する。『山陽新報』記事を見ると、「岡山県会議員は権限の事に付一昨日内会議を開きしが、議論決定せざるにより、議長及副議長は一篇の伺書を県会へ差出され、議員中には紛議を生じ、岡山西中山下の松江楼に集会して大議論をなし、遂に元老院に建議し、内務省へ伺書を呈する事に決せし由」とある（同上紙明治12年3月29日）。議事権限をめぐる対立の経過については、県会が内務卿に提出した「府県会議事権限之義に付建議」に詳細が記されている。

府県会議事権限之義に付建議

昨明治12年7月公布第18号に基き我岡山県に於ては、本年3月20日をもって通常会を開設し、第1号議案即ち地方税を以て支弁すへき経費の予算書を下附せられ、第1次会質問の際に当り郡区役所費中郡区長並書記俸給、及び戸長役場費中戸長給の2科目に就て質疑を要したるに、県令代理者より該2科目は明治11年7月公布第32号府県官職制に拠り、県令特権を以て適宜之を定めたる者なれば会議に於て論及すべき権なし、故に敢て之が答弁をなさずと、是に於て議員は一大疑團を生ぜり、抑々議案は会議に附して充分論議を尽くすべきものなれば、議案中に記載ある科目は一として議すべからざるものある可からず、然るに代理者より会議の論及する権なしと云ふ、其理由如何を千思萬考するも終に其疑團氷釈せざるに由り、3月27日を以て県令に伺書を呈す。

第1条 議員議案に対し発言するに当り其金額を増減するの理由を説くや、勢ひ行政上に論及するは已むを得ざる者にして、認めて権限を越ゆる者とす可らざる義と心得て宜しきや。

第2条 前条の如くなる時は、郡区長給料等御成規内に就て分合増減する事に論及するも、亦権限を越えざる者と認めて宜しきや。

第3条 若し御成規内に就ても、郡区役所並郡区長給料の事には論及す可らずとするときは、議案中郡区役所費の一条は議すべきに以て終に議す可らざる者なり、議す可らざる者にして議案に記載あるは各議員の了解せざる所なり。

指 令

第1条 伺の通。

第2条 論及すべき限に無之。

第3条 郡区役所費の内郡区長並に書記俸給は法律上地方長官の権限を以て相定むる者に付、会議の議すべき限に無之、之を議案中に記載するは、総額に対し其支出の費目を示す議と心得べし。

又 伺

1. 議事権限第3条の伺に付御指令承知仕候、然る時は戸長給も同様論及す可き限に無之義と存候得共、為念伺置候、右の外第1号議案中にて論及す可からざる件々猶これ有り候得ば、一々御指令被下度候也。

指 令

書面第1項は伺の通、其他は議す可き議と可相心得事。

右の如く指令あるに付、倍々疑団を生ずと雖も、姑らく之を遵奉して該2科目を除き順次審議結了せり、因つて再び公布第18号を按ずるに、第1章第1条に府県会は地方税を以て支弁すべき経費の予算及其徴収方法を議定すとあり、彼の郡区長並に書記給料及戸長給も之を会議に附して論決せりと、果して然らば他県に於ては之を議し、独り我岡山県のみ之を議す可らずとするなり。総て政府の法律は皇国一般に齊しく施行するものなれば、彼に議して此に議す可らざるの理あらんや、且つ之を第18号公布を考ふるも、唯其議す可き理を見て之を他県に参するも、唯既に議するの實を見て未だ議せざるの跡を見ず、然るに我県に於て独り議す可らずと指令されたるは、豈怪事にあらずや、是れ独り我輩が疑団を氷積する能はざるのみならば、他県に於ても必ず疑団を生ずるものにあらんとす、其関する所の利害得失少小ならざるなり、伏して望むらくは、閣下速に判然明瞭なる布達を以て、我輩と同感者の疑団を氷積せられんことを。

右は議員中柴原宗助、三村久吾、沢田正泰、忍峽稜威兄、菅英治等の発議に因り、之を会議に附したるに同議者過半数なるを以て、敢て之を閣下に建議す。閣下一紙の令書

を惜まず普く天下に達せらるれば幸甚々々。

明治12年5月 岡山県会議長 坂田丈平
内務卿 伊藤博文 殿

(『岡山県会史』第1編P634)

これに関連するいま一つの建議は、「郡区役所並郡区長の儀に付建議」である。「郡区役所を合併し、郡区長の俸給を減じて、撰用其人を得ん事を發議」したものであり、背景にあったものは、「方今県下の情状は如何なる時ぞや……明治8、9年の旱災に付15万円の金額を拝借し、今尚返納年期中にあり、加之ならず近年地籍調査と云い、山林原野地租改正と云い、彼此民費を要する多端にして、実に民力疲弊窮乏の秋なれば、些少官民に不便あるも費用を節減して民力を愛用するは、地方施政の急務なり」とする民力休養の主張であった。こうして県下31の郡役所を17～8ヶ所とし、郡区長の俸給を30～40円とすることを提案する。さらに加えて、「郡区官吏の俸給たるや、挙げて地方税より支出すれば其撰用も固より民撰に属すべきは論を待たず」という立場から、官撰を民撰に改める提案をしたのである。

なお、この建議には、「既に愛媛、広島、山口、島根等の諸県に於ては、2郡或は3、4郡に1役所を置き、郡区長の俸給も平均35円乃至45円に定むるも、其人民嘗て不便を鳴すを聞かざれば、我県に於て之を行ふも断乎として施政上の差支なかるべし」とあり、近隣各県の県会情報を入手して岡山県と比較しながら具体的な提案をしていることがわかるのであった(『岡山県会史』第1編P632)。

12年岡山県会は、開設されたばかりであったとはいえ、県会議員の自覚した権利意識の主張によって議事権限を行使し、県民の意向をふまえて郡区役所合併と郡長民撰を提言したのである。こうした県会闘争は『山陽新報』社説でも高く評価され、13年の新年を迎えるにあたっての「新年の辞」において、12年中の出来事として県会開設とその活動を、特筆大書して次のように述べるのであった。

「昨年中に於て、当地方其掲記すべき重立たる最初の事項は、即ち県会の開設に在り。

蓋し我国の人民が稍地方参政の権理を得て、漸く議政の思想を勃興し、殊に当地方の人民が其自由活発の氣象を發揮するに於て、着々進歩の跡を留め得たるは実に昨年之の景況にして、而して其大端緒を開きたるは県会に在りと云はざるを得ざるなり。

夫れ本県に県会の開設ありしは、実に明治12年3月12日にて、而して県会の事たる真に我国創始の事業に属し、議員亦議事に慣熟せざるを以て、世上の識者をして或は其体裁を失し、地方の利害を顧みず唯々黙々として会議を終え、遂に人民の信任と希望とに背くに至らん事を憂慮せしめしにも拘らず、会議の体裁は其宜を得て、粗暴に失せず卑屈に流れず、侃々諤々唯進んで代議士たるの職任を尽すを知って、毫も屈退の色あるなく以て会議の面目を全うせり。其間県会議事権限の紛議となり、又郡区役所合併並郡区長俸給減省の建議あり、而して県会議事権限の儀は未だ政府に於て確然たる公令あるに非ずと雖とも、余輩が仄に聞く所に拠れば、内務省にても郡区吏員給料の儀は明治11年第3号公達之の府知事県令適宜之を定む等の例文あるに依り、一旦は地方官の専決に任すべき省議に之れ有りし処、其後右は議会の議定に附すべき事に省議改定相成候との沙汰ありたりと、左すれば、本年の県会には必ず之を会議の議定に附せらるべく、断じて議事の権限内にあるべきを知るなり。而して郡区役所合併の儀は、未だ実行の場合に至らざるも、郡区長の俸給は年末（即ち12月20日）に至って、既に減省の功驗を致し、我政府の公明なると県令の英断とに依って大いに之が減省を挙行せられ、果して真の実効を見るに至れるにあらずや」（『山陽新報』明治13年1月4日）

2. 県会から国会へ — 県議聯合の挫折

『山陽新報』の社説は、県会の開設を「人民ガ抱テ以テ自治参政ノ権理ヲ伸暢シ自カラ民政ニ参与シテ政務上ノ教育ヲ受ケ、進ンデ国会議院ヲ興起スルノ階梯ト為ス」と位置づけていた（同上紙明治12年3月15日）。県会開設にあたっての社説である。恐らくは岡山県議員たちもまた、県会の次には国会の開設に至らなければならないと意識していたものと思われる。

それだけに、12年6月30日付で千葉県之桜井静から「国会開設懇請協議案」が送付されてきたときの対応は、県会としても、そして『山陽新報』としても積極的であったといつてよい。

桜井からの要請には、「県会開設ノ挙アリト雖トモ、其権限狭小議件隘縮ニシテ、僅々一県地方税徴収ノ下問ニ過キス」を批判して、「県会之人民参政ノ權ト収税ノ法ヲ可否決シテ人民ノ福利ヲ増益スルノ功力実ニ僅少ニシテ、国会ノ開設

ニアラザレバ真ノ鴻益ヲ奏スルナキハ瞭然タリ」と国会開設の必要を述べていた。そして第1に、全国県会議員が親和聯合すること、第2に、東京で大会を開いて国会設立法案を議決すること、第3に、政府に懇請して国会開設の認可を得ること、以上3項目を提案したものであった（『朝野新聞』明治12年7月24日をはじめ、全国各紙に発表されたほか、1万部を印刷して全国各府県会議長や議員に送付されたといわれている）。

『山陽新報』は、桜井提案と岡山県会の対応について、12年8月13日から16日まで4日間にわたって社説で連載して取り上げ、「国会開設ノ日ハ今日ヲ措テ果シテ何レノ日アルヤ」と、県会議員による国会開設の推進に期待をかけるのであった。

「……今ヤ人民ノ知行モ大ニ進捗シ、政治ヲ談ズルモノモ疎暴過激ニ失スルノ弊ナク、多クハ是レ丁寧着実ヲ旨トシ、決シテ昔日ノ如キ空理虚談ヲナス時ノ比ニアラズ、見ヨ本年開設セシ各府県ノ会議ヲ見ルニ、幼稚議員ノ集合ナレバ定メテ議事整頓セズ、大ニ不体裁ノ観ヲ呈スルヤモ計リ難シト吾人ハ大ニ杞憂ヲ抱キシ所アリシモ、議事着々緒ニ就キ果シテ府県会ノ注意ニ悖ラザルヲ発見セリ、吾人以為ラク、国会ト雖トモ県会ト同ジクシテ其体裁ヲ異ニスルモノニアラズ、唯議事ノ軽重大小アルノミニ過ギズ、之ヲ論判議定スルニ至テハ一ナリ、如何ゾ差異アルヲ見出サンヤ。

夫レ然リ、故ニ国会ハ事ノ重大ニ係ルヲ以テ之ヲ今日ニ起スベカラズ、府県会ハ事ノ輕小ナル既ニ之レヲ起スノ理アルナリ、但諺ニ所謂思フヨリハ生ムガ易シト、一旦国会ヲ超スニ至レバ全国ノ人材ハ自カラ議院ニ集リ政計ニ通曉セザルハナキニ至リ、大ニ政治ノ裨補ヲ為スハ地方官會議ノ比ニアラザルナリト、吾人ノ深く確信スル所ナリ、……試ニ思ヘ、副島、後藤、板垣ノ諸君ハ6年已前ニ於テ民撰議院ノ設立ヲ主張シ、世ノ急進論者モ從ツテ之ヲ唱和セリ、當時ヲ以テ之ヲ今日ニ比スレバ、人民ノ知行モ大ニ進捗スル所アルハ一目シテ瞭然タル所ナリ、6年已前スラ猶ホ此論アリ、矧ンヤ今日ヲヤ、嗚呼国会開設ノ日ハ今日ヲ措テ果シテ何レノ日アルヤ、吾人ハ知ラザルナリ。」（『山陽新報』明治12年8月15日）

「吾人ハ恭順黙從口ヲ噤シ手ヲ袖ニシ空ク政府ガ国会ヲ開設スルノ日ヲ待タンカ、事曠日弥久ニ属シ緩慢遷延ニ失スルノ恐アルヲ如何セン、若シ緩慢遷延ニ失スルニ至レバ吾人人民、権利を保全シ幸福ヲ進捗スルノ日ハ決シテ今日ヨリ望ムベカラズ、依然トシテ専制政府ノ下ニ立ツ人民タルニ過ギズ、何ゾ歐米人民ノ如ク自由空氣ヲ呼吸シ獨立単行ノ民タルヲ得ンヤ、然ラバ則チ今日ニ際シ速カニ国会ヲ開設スルノ道ハ果シテ何ク

ニアルヤ、彼ノ桜井氏ノ協議案ノ如ク全国ノ府県會議員ガ輩下ニ集合シテ之ヲ協議シ、然ル後子之ヲ政府ニ懇請スルニアリ、是レ最モ速カニ開設ヲ促スノ捷徑ニシテ、先ヅ吾人が心ヲ得タルモノト云フ所以ナリ。

今日ノ論者ガ如何ニ蘇秦張儀ノ弁ヲ逞フシ喋々嘯々国会ノ事ヲ論ズルト雖トモ結合一致ノ挙ニ出デズ、甲乙ヲ発論スレバ乙之ヲ唱和シ、実地政府ニ向ツテ其挙ヲ促スモノニアラズ、唯ダ其云フ所ハ坐上ノ空論ニ失シ、我政府ハ何ヲ以テ国会ノ事ニ着手セザルヤ、実ニ専制ノ甚シキモノト云フニ過ギズ、何ゾ斯クノ如クニシテ国会ノ起ルヲ望マンヤ、各府県會議員ノ如キハ、身議事ヲ以テ任ズルノ地位ニ居ルヲ以テ、互ニ一致結合シテ輩下ニ連合会ヲ開キ、議決書ヲ政府ニ奉リ丁寧ニ之ヲ懇請スルニ至ラバ、世ノ論者ガ喋々論弁シ、尋常ノ人民ガ汲々懇請スルヨリモ深ク其影響ヲ政府ニ及ボスベクシテ、政府モ之ヲ採択セラルベキハ吾人ノ窺カニ想像スル所ナリ、……」(同上紙 8月16日)

『山陽新報』が主張する国会開設要求の担当者は、府県會議員にこそある。「府県會議員ノ懇請」は、「世ノ論者」や「尋常ノ人民」による要望とは異なっており、もっとも説得力あるかたちで政府に影響を与えるというのであった。それなるが故に、桜井提案を受けて府県會議員聯合会決議で懇請することは、「最モ速カニ開設ヲ促スノ捷徑ニシテ、先ヅ吾人が心ヲ得タルモノト云フ所以ナリ」と、積極的な賛意を表明して、山陽道諸県の県會議員による尽力に期待をかけるのであった。

桜井提案を受けた岡山県会では、副議長の中村源蔵が議員の意見をきき、「此事タル実ニ国家ノ一大美挙ニシテ、常ニ熱心冀望スル所ナルヲ以テ、必ズ同意セザルモノナカルベシ」と返答し、併せて柴原宗助県議名で「該議案ノミニテハ未ダ其深意ヲ了解スル能ハズ」と詳細な説明を求めた(『山陽新報』明治12年8月14日)。桜井静はこれに対して、「国会開設ノ告令ヲ俟ツノ不利ニシテ、認可ヲ要求スルノ説明」を岡山県会に送ってきた(同上紙8月13日)。県会はこれを検討し、忍峽稜威兄県議が中心になって坂田文平議長らと協議して、山陽道諸県縣會議員聯合会の設立を呼びかけていたのである。

山陽道諸県縣會議員ノ聯合会開設願望

吾人が常ニ熱心渴望スル所ノ国会開設ノ挙ヤ、業ニ己ニ輿論ノ焔着スル所トナレリ、何ソゾ之ガ開設ヲ緩慢ニ附シテ可ナランヤ、而シテ政府未ダ英明ノ挙アラズ、是レ吾人

ガ奮進シテ懇請ノ挙ニ出デント欲スル所以ナリ、偶々千葉県ニ桜井静氏アリ、東京ニ於テ全国各県議員ノ聯合会を開ラキ進ンデ国会開設ノ事ヲ請願セントス、其旨趣ハ載セテ諸新聞紙上ニ在リ、且ツ我県會議員柴原宗助氏が桜井氏ト往復セシ書牘等モ去日發兌ノ山陽新報論説内ニ在リ、諸君定メテ一読セラレシナラン、吾人ハ未ダ山陰道ノ諸県ヨリ桜井氏ノ説ヲ賛成シ其挙ニ応ゼシ者アリヲ聞カズト雖ドモ、恐ラクハ今日ニシテ之ヲ不可トスル者ハアラザルベシト確信ス、然ルニ之ヲ緩慢ニ附シ優游姑息スルハ実ニ遺憾ノ至ナラズヤ、然レトモ聞クガ如キハ桜井氏ハ千葉県下ニ在テ某村会ノ一議員ナリト、或ハ恐ル東京聯合会ノ説モ成功ナク終ニ無効ニ帰スルニ至ランコト、且ツ議員権限及ビ地方經費徵稅等ノ事項ニ就キ、管下人民ノ為メ国民公同ノ為メニ必ラズ諸君ニ謀議セント欲スルコトアリ、故ニ吾人ハ、今般岡山ニ於テ山陽道諸県ノ県會議員諸君ト一ツノ聯合協議会ヲ開設シ、第一国会開設請求ノ事、第二議員権限ノ事、第三地方經費並ニ徵稅等ニ付隣県合示ノ事ヲ協議スルノ旨趣ヲ以テ、本年第十月一日ヲ期シ、各県議員ノ内ヨリ数名ノ来会ヲ得テ、互ヒニ討論駁議シテ其決ヲ取ラント欲ス、山陽道諸県ノ県會議長副議長及ビ議員諸君ニ、果シテ能ク吾人ノ願望ヲ許諾セハ請フ速カニ回答ヲ給ヘ、若シ又異議アラバ其旨趣ヲ書シテ至急教示ヲ垂レラレンコトヲ冀望ノ至ニ堪ヘズ、頓首再拜。

明治12年8月

(『山陽新報』明治12年8月31日)

この呼びかけ文を紹介した『山陽新報』社説は、「嗚呼余輩ノ国会開設ヲ渴望スル大早ノ雲霓ヲ望ムヨリモ甚シク、文壇ニ上リテ言論ニ従事セシヨリ爾來国会開設ノ事ニ唱論セシ所ノ文字ハ蓋シ唯數千萬言ノミナラザルナリ、今ヤ公議輿論ハ漸ク国会開設ノ点ニ帰着シ、……今又親シク我県會議員諸君ノ奮發シテ天下ニ卒先シ、山陽道諸県ノ聯合協議会ヲ開カントスルノ挙ニ際会ス、余輩何ゾ快ト呼ビ欣舞之ヲ賛成セザルヲ得ンヤ」と、心からの賛意を表明したのであった(同上紙明治12年8月31日)。

だがこれに対して岡山県は、9月15日に県庁に忍峽稜威兄を呼び出して尋問し(同上紙9月16日)、19日付で県令名による停止命令を發した。停止理由には、「県會議員ノ権限ニ抵触不都合ニ付会合停止候条」とあった(同上紙9月20日)。忍峽は直ちに20日付で伺書を提出し、疑問点を示して県令の見解を求めた(同上紙9月25日)。さらに24日付で再応伺書を提出して、県會議員が一私人の立場で会合することが、何故いけないのか、県會議員が国会開設願望をする

ことが、何故に県会議員の権限に抵触することになるのか、地方長官に議員の日常活動を停止させる権利があるのか、などを県令に質問した。

再 応 伺 書

曩ニ吾人が發起セシ処ノ 山陽道諸県県会議員有志者联合会ヲ岡山ニ開設センコトヲ願望シタリシヲ山陽新報ニ掲示セシヨリ、本月十九日ヲ以テ会合停止之御達シアリ、即チ去ル二十日ニ伺書ヲ指出セシニ、一昨二十二日其御指令アリシモ、鄙陋ノ野人尚了解兼タル条件アルヲ以テ左ニ

第1条 前伺書第1条ノ御指令ニ拠レバ、山陽道諸県県会議員ノ联合会ノ云フヲ以テ、有志者ノ私ニシニ会合シテ県会議員タルノ本務ニアラザルモ、会合不相成トノ事ナリ、然ラバ県会議員ノ名義ヲ有スルモノハ、国家ノ公利公益ヲ謀議スルガタメ私ニシニ会合ヲナスコトハ総テ不相成儀候哉、果シテ然ラバ何等ノ法律アリテ原因スルヤ、又県会議員ノ名義アルモノハ、他に有志者ノ会合論究スルノ場ニ臨ミ演説議論ハ不相成哉。

第2条 前伺書御指令ノ第2条ニ主要ノ条件トハ、国会云々ヲ指ストアリタリ、然レバ県会議員ガ有志者タリトモ、他県議員ト連合シテ国会開設ノ願望ヲナス可カラサルノ儀ナルヤ、或ハ県会議員ノ名義アルモノノ国会開設ヲ願望スルニ於テ権限ニ抵触スル儀ニ候哉、果シテ然ラバ何ノ法律ニ確拠スルヤ。

第3条 前伺書面ノ御指令第4条ニ会合ヲ停止サレシハ、明治11年第18号公布云々トアリタリ、数回之ヲ熟読シ又第18号公布ヲモ反復照合スルニ、府県会議員ガ私ニシニ会合ス可カラサルトノ条件ナシ、素ヨリ該公布ハ府県長官ノ召集ニ応シテ其場ニ会スル連絡会、或ハ臨時会ノ規則ナリ、然ルニ地方長官ニ於テ議會開閉ノ命令ヲ為スノ権ヲ有セラルルトモ、平常議員ノ挙動即チ有志者ノ会合等ノ如キニ於テ停止サルル等ノ法律ナシ、其法律ナキニ何ヲ以テカ其権外ニ渉ル云々ノ語ヲ降サルルヤ、吾人ハ第18号ノ公布ニ拠リテ联合会ヲ開クニ非ラス、県会議員中ノ有志者ガ私ニシニ会合スルモノナリ、素ヨリ県令閣下ニ於テハ第18号公布ヲ以テ権限抵触ト認メラレテ、有志ノ該会合ニ及ホサルルノ理ナキト信スレトモ、第18号公布ニ根拠サレシモノニ候哉
昭和12年9月24日

忍 峽 稜 威 兄

岡山県令 高崎五六 殿

(『山陽新報』明治12年9月27日)

翌25日に岡山県令は、「県会議員ノ名称ニテハ国会開設ヲ願望スルノ権理ハ無之義ト心得ベシ」と指令を發した。加えて県議联合会の停止についても、「第18号ニ明文ナキヲ以テ今般其筋へ経伺、停止ノ命令ヲ得テ其理由ヲ達シタルナ

り、然ル時ハ此伺此命令、即チ停止ノ法律ト見認メ遵奉シテ可ナリ」といきましたのであった（同上紙9月27日）。

「県会議員ノ懇請」こそが、国会開設を政府に要求して実現するのにもっとも有効な方法と信じて疑わなかった岡山県会議員と、山陽新報の小松原英太郎に対して、岡山県令は県会議員には願望の権利はないと断定したのである。県議聯合による国会開設運動は、転換をよぎなくされるのであった。

3. 両備作三国親睦会と国会開設請願

岡山県会議員と山陽新報の小松原らは、県議聯合に代るものとして県民運動の組織化を企図し、9月30日付の『山陽新報』に10月の第4日曜日（26日）に岡山の松江楼で両備作三国親睦会を開催することを広告した。同会は、12年5月8日の県会閉会日を期して、県議有志が小松原とともに設立を呼びかけたもので、次回は秋の臨時県会のときに開催することを決めていたのである。

（註）小松原英太郎は、明治12年5月4日と6日の『山陽新報』論説で、「親交論」と題して「衆智衆力ニ依テ事ヲ謀リ業ヲ成ス」ために親交会設立の必要を強調し、5月8日の論説「両備作三国親睦会」で親睦会設立の取り上げて報じた。そして5月29日には次の広告を出して広く有志の参加を呼びかけたのであった。

「吾侪今回備前備中美作ノ同志者ト相協同シテ親睦会ヲ興起シ、名ケテ両備作三国親睦会ト云フ、其旨趣ハ同志者ト相結ンテ同盟社中ト為リ、平素ニ同胞兄弟タルノ情宜ヲ厚フシ、相会合シテハ以テ一身一國ニ関スル事、私業公益ヲ興スノ件ヨリ政事、文学、及ビ農工商ノ事ハ勿論一般社会ノ利害得失ニ至ルマデ、或ハ之ヲ演説シ、或ハ之ヲ弁論シ、共ニ身心ノ力ヲ尽シ相謀議協力シテ大ヒニ効ヲ社会ニ致サン事ヲ勉メ、各地ニ散在シテハ以テ信愛ノ情誼ヲ忘レズ、互ヒニ各地ノ情况ヲ通ジ、又ハ各自ノ意見ヲ書送シテ、其公利世益ヲ振興スルノ方法ヲ講論シ、結合シテ一体ト為リ協同シテ一致ノ力ヲ致サント欲スルニ在リ、夫レ本会ノ旨趣タル、此ノ如ク公明正大ニシテ、唯互ニ親睦ヲ結ビ相信依協同シテ文明ノ事業ヲ補益スルニアレバ、両備作三国ノ有志者ニシテ苟クモ此旨趣ヲ是認シテ会員タラント欲スル者ハ、其地方々々ノ会員ニ申入レ、其紹介ヲ以テ之ヲ山陽新報社ニ報知セラルベシ、皆相結ンテ親睦会友タラント欲スルナリ

但集会ハ春秋両度トス、○会合ノ時ハ本会ノ旨趣ニ基キ各員互ヒニ演説ヲ為シ又ハ

意見ヲ商議スベシ、○次会即チ秋会（県会臨時会アレバ其会合ノ時ヲ以ツテスベシ）ニ於テ会頭及ビ幹事ヲ公撰シ、本会永続ノ方法及び規則等ヲ議定スベシ、○会期其他会員ニ通達スベキ事ハ総ベテ山陽新報ヲ以テスベシ

明治12年5月

坂田丈平 林 醇平 忍峽後威兄
立石 岐 柴原宗助 菅 英治
三村久吾 小松原英太郎

（『山陽新報』明治12年5月29日）

12年9月30日の『山陽新報』広告は、坂田・忍峽・立石、そして小松原が発起人になって、親睦会の開催を呼びかけている。なお、同日の雑報欄には「兼て該会盟主の諸氏は、期日に先だつ両三日前より集会して、社会切要の件及び該会規則等の事に付予め討議論定ある由」と記してある（同上紙9月30日）。ここにいわれている「社会切要の件」とは、国会開設要望のことと推察できるのであった。

そして「該会盟主の諸氏」の一人として、雑報欄でも名前があがっていた林醇平（倉敷・県議）は、「三国親睦会会友諸君ニ希望ス」と題する一文を山陽新報社に寄せ、『山陽新報』10月10日の論説欄では、論説に代えて林が寄稿したその文を掲載している。林は、岡山県会が桜井提案を受けて山陽道県議員有志連合を開いて国会開設の建議案を協議することを企図したにもかかわらず中止とされた経緯を述べ、三国親睦会が代って建議を行うよう希望を表明するのであった。

「……該会盟主ナル某々等相謀リ、本月二十六日ヲ以テ岡山区松之江楼ニ相会同スルコトニ決セリ、社員諸君ハ私事ノ繁忙ナルニモ拘ハラズ必ズ出会サレ相協親シテ交ヲ結バルルナルベシ、予輩ハ今此盛會アルノ日ニ於テ諸君ガ必ズ精確ナル議論又ハ意見書ヲ持出サレ、一談一語モ必ラス国家ノ公益ヲ謀リ、決シテ酒ヲ飲ミ妓ヲ聘シ飲樂ヲ極ムルヲ以テ此親交會ノ旨趣ト為サザルヲ信ズルナリ、夫レ然リ然ラバ予輩ガ深く希望ヲ諸君ニ囑シテ止マザルモノアリ、日ク国会設立ノ建議之レナリ。……誠ニ今日ノ国会開設ノ輿論ノ向フ所ニシテ公議ノ歸スル所ナリ、此時ニ當ツテ開設ヲ政府ニ請願セバ、政府モ夙トニ其人人民開進ノ度ヲ視察サルレバ何ソゾ許可セラレザルアラシヤ、恰モ好シ諸君

が会合ノ時ヤ此期ニ際スルヤ、嗚呼我が懇親ナル同胞ノ諸君ヨ、因循姑息ニ流レテ先鞭ヲ他県人ニ譲ランヨリ、寧ロ宜シク大日本帝国ノ国会開設ハ岡山県有志者ノ建議ニ成ルノ賛辞ヲ後世ニ得給ハンコトヲ希望ノ至ニ堪ヘザルナリ」(同上紙10月10日)

10月26日の両備作三国親睦会では、幹事長に石坂堅壯を、幹事に小松原英太郎、林醇平、忍峽稜威兄、柴原宗助、三村久吾、菅英治、小林樟雄、沢田正泰立石岐の9名を選んだ。石坂、小松原、小林の3名以外はすべて県議である。

規約、役員選出ののち、小林樟雄から国会開設建言のことが提案された。「可否を起立に決せしに、満場幾んど起立同意を表し、其起立せざる者僅々三四名も皆な国会開設を熱望せざるにあらず、その方法に於て些の異論ありしのみ」の状況であったという。午後からは具体的な方法論の審議に入り、「国会開設建言の方法順序論となり、諸氏の熱心満場に溢れ論議頗る紛々たりしが、終に本年12月30日を期し、当日会合せる者は銘々其地方郡区最寄々々の同志者を取纏め、来春を待て建言書を差出すことに一決」した(同上紙10月28日)。

さしあたって県下各地の同志に働きかけてゆく必要から、11月3日付で『国会開設願望ノ建言依頼書草稿』と題する小冊子を作成した(国立国会図書館憲政資料室蔵。本稿で利用したのは岡山県史編纂室によるコピーである)。そこには、新庄厚信、西毅一、中川横太郎、村上長毅、万代義勝、小林樟雄、竹内正志、谷川達海、前田清太郎、速水洵、小松原英太郎の11名が連署している。小松原と万代(山陽新報編集長)のほかは、旧岡山藩の士族であり、文明開化期に士族リーダーとして活躍しているものばかりで、県会議員は一人もいない。このことは、県議聯合が不可とされたことに対処した措置で、『草稿』にも「嗟呼我が県会議員タル諸君ヨ、諸君ハ吾々が信任シテ地方参政ノ権ヲ托スル所ノ人士ナリ、吾々ハ今県下一般ノ人民ニ代テ更ラニ托スルニ国会開設建言ノ事ヲ以テセントス」と記してあることでもわかる。また、山陽新報から万代編集長と小松原主筆が加っていることは、県議聯合からの継続として小松原らが中心になって取組んでいることを明示するものといえる。なお、『朝野新聞』には、「一度県会議員を以て委員とする迄に決しかども、夫れにては条理が立たぬとて、杉山、西等の人望ある

向へ相談し」と、その間の経緯を説明する記事がみえる（同上紙明治13年1月9日）。杉山岩三郎と西毅一は、旧岡山藩士族を代表する人物であるが、杉山の名前は『草稿』の署名者のなかにはない。

国会開設請願の指導者は、こうして県議から士族に変えられた。ただし、変わったといっても、理論面と運動推進の中心にあるのは山陽新報の小松原であることには変りはない。

『国会開設願望ノ建言依頼書草稿』で開陳されている国会開設理由は次の3点であり、両備作三国親睦会による建言書に比べて、明快なかたちで国会開設を必要とする理由を述べているといえる。

すなわち第1は、民権は各人の自由と自治制度によって存立するものであり、自治制度を確立し自由権理を保全する道は、国会の開設をまたなければならない。狭隘な権限内に制約され、行政官の便宜のためにあるような府県会で満足するわけにはゆかない。第2に、人民が国政に参与し国権を振作し独立の主権を保全することができるのは、国会においてである。我国の情勢からすれば、国会開設は一日の猶予もできないというべきである。第3に、政府の財政を監督し税額を議定賦課する権理を行使できるのは国会である。国会を開設して民権を伸暢し、憲法を議定し、大臣の責任を明確にすることは皇基を堅安ならしめることになる。新しく発見された資料であるので、以下に全文を紹介しておくことにする。

国会開設ノ建言依頼書草稿

抑モ国会ナルモノハ、吾々人民ガ其天賦ノ自由ヲ存立シ、国事に参与シテ一国議政ノ権理ヲ恢復スルニ於テ、一日モ欠ク可カラザル要具ナリ。蓋シ民権ハ各自人文ノ自由ト自治制度トニ依テ存立スルモノニシテ、而シテ自治制度ヲ確定シ、自由権理ヲ保全スルノ道ハ、民撰議院即チ国会ヲ興起スルニ在リ、彼ノ府県会ノ如キハ畢竟国会ト相待テ、其ノ用ヲ為スモノニテ、国会ヲ欠テ決シテ充分ノ作用ヲ為ス能ハザルモノナリ。故ニ国会ニシテ猶ホ開設ノ挙アルニ至ラザル間ハ、府県会ハ唯狭隘ナル権限内ニ制セラレ、僅カニ以テ一府一県ノ地方税徴収ノ下問ニ答議シ、行政官ノ便利ニ供スル器具タルニ過ギズ、到底羽翼ナキ鳥ノ如ク、毫モ自由ニ飛翔シ真成自治ノ業作ヲ為スヲ得ズ、何ゾゾ天賦ノ自由ヲ存立シ、民権ヲ伸暢シテ、一国議政ノ権理ヲ全フスルヲ望ムベケンヤ。是レ吾々人民ガ、府県会ノ開設ニ満足スル能ハズ、進ンデ国会開設ヲ願望スル所以ノ第一ナ

り。

夫レ国ナル者ハ、人衆相合スルノ称ニシテ、斯国ハ則チ斯国人民ノ相聚テ建ツル所ノモノナリ。既ニ各自人民ガ相聚テ斯国ヲ建テシモノナラバ、各自皆ナ斯国ノ事ヲ負担シ與ニ共ニ斯国ノ独立ヲ保全シ、国政ニ参与シテ邦家ノ利害ニ任ゼザル可カラズ、是レ国民各自ガ固有ノ義務ナリ、権理ナリ。然レドモ若シ国会ヲ欠クトキハ、国民ハ何ニ依テ能ク其国事ヲ負担シ、国政ニ参与シテ、邦家ノ利害ニ任ズルノ実ヲ挙ゲンヤ。且ツ情々方今我国ノ形勢ヲ按ズレバ、国会開設ノ事ハ国家ノ為メニ一日モ猶予スベカラザル急務ナルヲ知ルナリ。何トナレバ条約改正未ダ行ハレズ、国権動モスレバ振ハズ、若シ一歩ヲ誤マレバ、我国ノ死命ハ将ニ外国人ノ手ニ制セララルルニ至リシモ、亦タ測ル可カラザル者アレバナリ。去レバ政府独リ国事ニ専任セズ、宜シク国民ヲシテ之ヲ分担シ、国政ニ参与シテ、邦家ノ得失ニ任ゼシメ、愛国忠勇ノ気概ヲ發揮シ、協同団結シテ以テ国権ヲ振作シ、独立ノ主権ヲ保全セサル可カラズ、之ヲ奈何ソゾ一日モ黙々坐視スベケンヤ、是レ吾々が進ンデ国会開設ヲ願望スル所以ノ第二ナリ。

且ツヤ政府ノ財政ヲ監督シ、税額ヲ議定シテ之ヲ賦課スルノ権理ハ、則チ正当ニ吾々人民ガ掌有スベキ固有ノ権利ニシテ、此ノ権理猶ホ政府認容スル所トナラザル間ハ、人民ハ決シテ天賦ノ自由権理ヲ享有セル者ト謂フ可カラズ、何ソゾ僅カニ地方税徴収ノ下問ニ答議スル府県会ノ狭隘ナル権力ニ止マル者ナラズヤ、抑モ大蔵ノ財庫ハ人民公共ノ、財庫ニシテ政府財政ノ得失ハ、則チ国民ノ財政ノ得失ナレバ、人民ガ自カラ之ヲ管理スルハ至当ノ条理ナリ。故ニ国会ヲ興起シテ、国会議院ニ於テ歳入税額ヲ議定シ、国費ノ支給ヲ承認シ、及ビ之ヲ監督スルノ権理ヲ恢復セシコトヲ要求スルハ、吾々人民ニ在テ一日モ油断スベカラザル肝腎ナル理財上ノ急務ナルヲ知ル可キナリ。是レ吾々が進ンデ国会開設ヲ願望セズンバアル可カラズトスル所以ノ第三ナリ。

我が政府ハ寛仁ノ政府ナリ、決シテ自由民権ヲ压制スルノ政府ニ非ラザルナリ。然レトモ政府ナル者ハ、其力以テ人民ヲ制スルニ足り、其権以テ人民ヲ庄スルニ足ルモノナリ。故ニ国会ヲ開設シ、憲法ヲ確定トシテ以テ政府ノ権力ヲ平生ニ制限スル所ナカル可カラザルナリ。何トナレバ、政府ノ寛仁ハ之ヲ恒久ニ持ムベカラズ。寛仁ノ政略ニ出テ思典ヲ以テ容認セラレタル自由ハ、決シテ真成ノ自由権理タルヲ得ザレバナリ。矧ンヤ又国会ノ設ケタル、實ニ国家ノ急務ニシテ、国家ヲ富嶽ノ安キニ置キ、天皇実祚萬歳ナランヲ祈願セバ、速カニ憲法ヲ制シ、内閣大臣ヲシテ天下ノ責ニ任ジ、国会議院ヲシテ之ヲ彈劾セシムルノ制度ヲ確定セズンバアル可カラズ。何トナレバ、天下ノ責ヲ挙テ之ヲ君主ノ一身ニ帰シ、一國ノ興敗、人民ノ休戚、萬機ノ得失、悉皆君主ノ任ズル所ト為ル。是レ革命變乱ノ因テ起ル所以ニシテ、国家ノ為メ寧ろ如斯危殆ナルモノアラザレバナリ。若シ夫レ国会ヲ興シ、憲法ヲ制シ、大臣ノ権限ヲ定メテ自カラ天下ノ責ニ當ラシメ、苟クモ国家民人ノ利害得失ニ関スルモノ、内閣大臣独リ之ニ任ジテ、君主ヲ累ハサ

ズ、是レ英国ノ治安能ク美ヲ萬邦ニ擅ママニスル所以ニシテ、仏国王路易ガ遂ニ顛覆ノ禍ヲ免レザリシ由縁ナリ。蓋シ、仏国王路易王顛跌ノ變ハ、則チ国会ヲ興シ、憲法ヲ定メ大臣責任法ヲ設ケズシテ、民人ヲシテ王室ヲ切齒憤怨セシムルニ起因スルモノナリ。故ニ仏国ヲシテ其二、三十年前ニ於テ、一大變革ヲ行ヒ、国会ヲ開設シテ民權ヲ伸暢シ、憲法ヲ定メテ大臣ノ責任ヲ嚴ニシ、以テ一國ノ人心ヲ調和セシメタランニハ、豈ニ王后ヲシテ身首其処ヲ殊ニセシムルニ至ランヤ。縱令ヒ民心ノ憤激ニ逢フモ、内閣ヲ一變スル而已何ゾ革命ノ變アランヤ。然ラバ、則チ今日我国皇室ノ患ハ、国会未ダ起ラズ、大臣責任法未ダ定マラザルニ在リ。国会ノ設ケハ皇基ヲ監安ナラシムルニ於テモ、亦タ最モ下民ノ祈願スベキ所ナルヲ信ズルナリ。回想スレバ、副嶋、後藤、板垣ノ諸君ガ、民撰議院ノ建議ヲ奉リテヨリ、茲ニ既ニ六年ノ星霜ヲ經過シ、尚早論者漸ク跡ヲ社会ニ絶テ、輿論ノ業已ニ国会開設スベシト云フノ一点ニ歸シタルニ、今日ニ至テ猶ホ其開設ノ挙ニ遭フヲ得ズ、吾々人民ハ実ニ渴望ニ堪ヘズ、今日ノ願望ハ直ニ不得止ノ熱心ニ出ヅルナリ。嗟呼我が県會議員タル諸君ニ、諸君ハ吾々ガ信任シテ地方參政ノ代理ヲ托スル所ノ人士ナリ。吾々ハ今県下一般ノ人民ニ代テ、更ラニ托スルニ国会開設建言ノ事ヲ以テセントス。願ハ吾々ガ平生ニ尊信スル所ニ背カズ、此ノ熱心ノ渴望スルトコロヲ取テ、之ヲ元老院ニ伸達シ、人民ノ為メ、國家ノ為メニ速カニ奮發シテ、国会開設ヲ懇願アラントコトヲ敢テ依頼ス。幸ヒニ自任スル所アレ。 頓首再拜

明治十二年十一月三日

この『草稿』を入手して中央政府に送付した高崎県令は、併せて『景況概略』の報告書を提出している(国会図書館憲政資料室蔵、岡山県史編纂室コピーによる)。

「今秋即チ本年十月二十六日岡山区一酒楼ニ於テ親睦会ヲ催セリ、来会スルモノ六十余名、議場ノ体面ヲ整飾シ、更ニ幹事若干名ヲ撰定シ、發議討論多数決議等ノ繩規ヲ定メ、交々問題ヲ掲ケ日ク何々日ク何々、則チ国会設立願望ノ建言ヲ政府ニ致サン事亦問題中ノ一歎ニシテ、論議ノ末遂ニ国会設立ノ方法ヲ商議創制シ、尚ホ汎ク同意者ヲ招募シ共ニ來春ノ親睦会ニ於テ委員ヲ定メ東上セシメン事ニ一決シタリ、右ノ評決ニ依リ管内各郡二名又ハ三名ヲ置キ、同意者ヲ募集スル委員トナス、県會議員等多ク之レニ充ツ、郡内各同意ノ者並ニ募集ノ為メ管内又ハ他府県ヘ分派スル委員、及ヒ建言書ヲ齎ラシ東上セシムルモノノ旅費等ニ充ル趣ヲ以テ、志金ヲ募ル事ニ周旋セリ、

今日ノ形状ニ因レバ、各地所在トモ先ツ浮躁輕進好事ノ輩之レニ雷同シ履從シ、共ニ周馳遊説スルモノ尠ナカラス、然ルニ民間知ルト知ラサルト、口ヲ開ケハ民權ト云ヒ国会ト云ノ折柄ナレバ、人民ノ思慮ナク之レカ募ニ応ジ之ニ同意スルモノ、遂ニ十ノ七八ニ至ルニアラン、………遙ニ聞ク大坂府愛国社ノ會議ニ於テモ国会設立建言ノ事ヲ喋々セリト、然ルニ当県ニ於テモ結合協力同事件ヲ企ツルモノ暗ニ符合スルモノニシテ、予

メ彼ト連絡スル等ノ状況ハ之レ無シ追々同志募集ノ為メ委員ヲ各県ニ分派スル趣ナレドモ、未ダ広島、島根二県ノ外ニ分遣スルヲ聞カズ」

高崎県令の報告書にもみられるように、県下各地で同意者募集の先頭に立ったものは、各郡選出の県会議員であった。郡委員の県議、そして村の段階では戸長が、運動の中心になっていたことは、岡山の国会開設運動を報道している各紙にみられる通りである。代表的なものを紹介しておこう。

「今回の建言に於て同志人民の連署する者、県下三国三十一郡幾んど数万の大数に及びたり、且つ三国中の各郡自然に聯合を組織し、郡々に於て既に動かすべからざるの団結を為す。或は担当人委員等と称し、村には村の委員あり、郡には各村より選抜したる一郡の委員あり、集って県下の一大結合を為す。是れ実に勢の自然に出でたるものにて感嘆すべきものなり」（『山陽新報』明治13年1月4日）

「（委員）の奔走大に其事周旋する間、郡長等の気概ある者、忽ち其事に感激して共に力を尽したるが、県令高崎五六君は、又郡長戸長にして公務の余暇なりとも斯の事柄に協力することは決して成らざる旨を令し、再び其企を中止せしめんとしたるが、……己に其時には求めずして数千の同志者を増し……」（『近時評論』明治13年1月13日）

「各地有志者を集めかかりしに、何ぞ科らん諸方にて一時に大奮発をなし、人民一般の意見を以て協議すること当然なり、決して有力者に依頼すべきに非ずとて、我も我もと会員に列する者十万人近く……」（『朝野新聞』明治13年1月9日）

これに対して、『建言依頼書草稿』の署名者の一人であり、かねてより国会—国会の展望をもって国会開設運動の指導をしてきた西毅一は、明治12年11月12日付の県会議長坂田文平への書簡において、「知らざれば止む、已に知りたる以上は進て求むるは人情の常」といって、次のように決意を述べているのであった。

「扱又過日高粱にて中川（横太郎）に御逢被下候て、国会建議草案御一覽に相成、御意見の趣逐一中川より拜承仕り候、御尤至極に奉存知候、野生等としても、県会とか又は国会とか、いや立憲政体とか申事は素より先祖よりの言伝えもなく、師匠よりの伝授もなく、二千年来夢にも見聞せざる事なれど、如何せん夢にも見聞ざる外国交際を聞き、文明物を輸入してより新聞紙というものを読み、訳書を読み洋学者の言を聞き、四書五経中にあらざる事をも承知いたし申候、知らざれば止む、已に知りたる以上は進て求むるは人情の常にして、国会設立を企望するの論、終に今日天下の輿論の帰する処になり

しにて、あながちに新を好み奇を喜び、一時の流行に走るのみとは言難き意味も有之候様相考申候、所謂会議々々は社会風潮の赴く処にして、亦如何ともすべからず、朝野漸急の別は聊か有之候得共、国礎を鞏固ならしむるは萬機公論に決するにありとの議は平等一様に有之候、吾兄己に国会設立を願望するの挙を以て、美事異論無之との一言を辱ふする上は、同議者に於て此上の光栄は無之、連署御署名の一事は最初より同議者の敢て望む処にあらず、暗賛冥助を以て御自任被下候事、実と同議者の切望する処にて御座候と奉存候、依て草案三十部差上置候間、左祖賛成家御募り被下度候……草々敬白」

(小林久磨雄『西薇山』P 87)

国会開設運動の先頭に立つ西の、「知らざれば止む、己に知りたる以上は進で求むる」という積極的意欲とともに、備中を代表する知識人として県会議長でもある坂田丈平の積極的呼応の姿勢を、この書簡にみる事ができるのである。

各新聞が報道しているように、郡から村へと同意者を募集するにあたって、県議一戸長による組織化の役割は大きかったというべきであろう。

こうして12年12月10日に、岡山の石関町下ノ宮にある実行社演説会会場において、各郡委員参加の会合が開催される。同日付の『山陽新報』には、国会開設建言の方法を決定する会合に期待を寄せるとともに、委員の多くが県議員であったことから、「此等の民権家は決して彼の世上の不平又は貧窮民権家の類ひにあらず、悉く真成民権家より成立」っていることに共感と賛意を表していたのであった。

「本日は岡山区石関町下ノ宮社内実行社演説会場に於て県下各郡の有志者が会合を開き、国会開設建言及び其方法を論議決定するよし、尤も国会開設建言の儀は、過般両備作三国親睦会に於て論議せし緒を継ぎ、右会員中より建言書の草案を認め、広く県下の同志者に謀りたるに、国会開設の事を願望するの徒、各地所在之れに応ずる恰かも響の応ずるが如く、既に数万人の多きに及び、同志者も粗ば取纏まりたるに付き、各郡より兩三名宛の委員を出し、本日の会合を開らき愈々建言者を差出すの方法順序を議定せらるるなり、実に今回の挙は、県議員たる其人又は純粹なる民権家より発し、諸郡に於ても往々団結して動かすべからず、己に幾回の会議を興し委員を撰定して国会開設建言に係る事務を取扱はしむる等十分の秩序を立て、正々堂々として当る可らざるの勢ひを為せる者なり、誠に近來の一大快事にて、且つ最も賛嘆すべきは、此等の民権家は決して彼の世上の不平又は貧窮民権家の類ひにあらず、悉く真成民権家より成立せる

の一事に在り、吾々は唯だ諸君と共に不屈不撓の精神を磨励して必ず目的を達して止まんことを熱望するのみ」（『山陽新報』明治12年12月10日）

当日の会議の状況については、『山陽新報』12月13日の雑報欄が報じている。

出席の各郡委員は、「多くは県会議員又は在郷の紳士等」であり、まず抽籤で番号を定めて議席についたとあるから、両備作三国親睦会の場合と同様に、議会の形式をまねて会議を開催したことがわかる。開会は午後2時すぎで、議長には投票多数で西毅一を選んだ。議題は「国会開設建言の方法」であり、議論を重ねた結果として、「県下三国の人民有志者より総代を東京に出す」ことを決め、草案委員5名を投票で選んで、午後8時すぎに散会した。翌11日は午前8時から開会、上京する総代として、備前国から三村久吾、備中国から忍峽稜威兄、美作国からは井手毛三の3名を選出した。またこのほかに、草案作成をはじめ建言についての事務担当の幹事を置くことなどを決定して、午後6時に散会した。

『山陽新報』掲載の関係記事は、12月13日付の以上のものだけである。また『近事評論』13年1月13日には、鈴木安蔵『自由民権』で紹介引用され、士族民権に代る「平民民権」の代表例とされてきた著名な記事がある。すなわち、

「始メ該有志者中士族ノ事ニ老練ナル者ヲ以テ総代委員ニ挙ゲントスルノ動議アリタルガ、萬口一声ニ之ヲ駁撃シ、同志中平民ハ少ナクトモ八分以上ニ居リ、士族ハ多クトモ二分以下ノ少数ナレバ、無論ニ士族ノ省キ去リ純然タル平民ヨリ其委員ヲ推撰ス可シトテ、遂ニ其議ヲ決行スルニ至リタリト」

「卒先有志者ハ一たび該建言ノ事ヲ県会議員ニ委托センコトヲ發言シテ人民有志者ニ容レラレズ、再ビソノ事ヲ發言シテ遂ニ論撃議破セラレ、三たび之ヲ發言スルニ及ンデ人民有志者ハ然ラバ足下等ハ足下等ノ勝手ニ建言セラルベシ、我等ハ我等ノ満足ス可キ総代人ヲ同議者中ヨリ推撰シ、断ジテ岡山人民ノ名称ヲ以テ此事ヲ建言ス可ケレバ、復タ足下等ノ意見ヲ聞クヲ要セザル可シト決答スルニ至リタルヲ以テ、卒先有志者モ實ニ意外ニ人民ノ氣象、活発進取ニ勇ナルノ此ニ至リタルニ驚キ、心中大ニ喜躍シテ即チ其言ニ從ヒ、遂ニ其衆議ニ依リテ今回ノ委員ヲ撰任スルニ至リタル程ノ事ナレバナリ」（『近事評論』明治13年1月13日）

この記事は、東京の近事評論記者が友人から聞いた話をもとにしたもので、

「余ガ友人ノ岡山ヲ出発シタルハ実ニ旧臘27日ニシテ、即チ該県国会開設建言委員三村、忍峽、井手三氏が發県ノ日ト同日ニシテ同船ナレバ、其以前ヨリ該事件顛末ハ実ニ余ガ友人ノ目撃直聞スル所ニシテ、毫モ誤謬粉飾ニ属スル者無シト云フ」と断り書きをしている。また「11月某日岡山区石関町下宮境内ニ臨時会ヲ開キタル際ノ如キ、期セズシテ来ル者無慮700人ノ多キニ至レリ」などと、さきの『山陽新報』の記事とは異なる記事もみえるので、全面的な信頼はおくことができないが、会議進行上での問題点の指摘は注目しておかなければならない。

すなわち、そこでいわれている「卒先有志者」とは、両備作三国親睦会が委託した11月3日付『建言依頼書草稿』の署名者と考えることができる。かれらは士族は少数で「平民ノ少ナクトモ八分以上」であることから、平民のなかから委員を出すことにして県議を推した。しかし「人民有志者」に強く反対され、「衆議」で委員を選んだという。「人民有志者」というのは、議席に就いていた各郡委員である。したがって、『山陽新報』が記している「県會議員又ハ在郷ノ紳士等」である。3人の上京委員のうち、井手毛三だけが県議ではないが、井手も13年4月の半数改選では県議となるもので、「在郷ノ紳士」であることには変りはない。会議では、「卒先有志者」が県議のなかから推選しようとして提案したことに反対があり、「衆議」すなわち投票で選んだものと思われる。草案委員が10日に選ばれ、上京委員については翌11日に選出されているのをみると、選出方法をめぐって意見がかわされたのではなかろうかという推察はすることができる。

岡山の国会開設運動についての特徴的な問題点をまとめると、以下のようになる。

第1は、これまで国会開設運動は両備作三国親睦会によって行われたようにいわれていたが、両備作三国親睦会の役割はきっかけをつくっただけであり、県議をはずした士族代表と山陽新報社員ら11名が署名した『建言依頼書草稿』を起草して呼びかける時点で、両備作三国親睦会は事実上その役割を終っているとしなければならない。したがって岡山の国会開設運動は、両備作三国人民有志によ

るものというべきであろう。

第2には、実行社の士族民権派と県会議員が、山陽新報の小松原や万代の助言を得て団結して国会開設運動を推進していった特徴についてである。全国的には士族民権派の立志社一愛国社グループ、豪農民権派の在村的潮流、新聞ジャーナリストらの都市民権派の三潮流は、13年3月の国会期成同盟会で合流することになるが、それより1年前に岡山の国会開設運動は三潮流が合体し、県会から国会への戦略目標を設定した県議路線として推進されたのである。

第3に、岡山の国会開設運動は、県議連合による挫折のなかから、署名獲得による大衆組織化という新しい運動形態を初めてうみだし、2万5千人の県民代表として県会議員を東京に送り出したことに特徴がある。高知の立志社などが署名獲得の運動を展開するのは、13年3月の第4回愛国社大会の直前の時期からであり、国会期成同盟の上願書をもても、署名を集めたところと政社代表だけのところが混在している。

第4の問題である愛国社の全国運動との関連については、次節で詳細を論ずることにしたい。

(未完)